

被扶養者がいる組合員の皆さまへ

2026年度「被扶養者の要件確認」を実施しています

「被扶養者の要件確認」は、日本郵政共済組合の被扶養者が、認定要件を欠いていないかを確認する調査です。

なお、本調査は2026年度から名称を「被扶養者の要件確認」(従来:資格確認)に名称変更しています。

※ 「被扶養者の要件確認」は、会社が実施している扶養手当監査とは異なり、共済組合が実施しています。

手続きの流れ

- ① 自宅に届く「被扶養者の要件確認のお知らせ」を確認 (※ 9月30日に青色の封筒で発送予定)
- ② 「共済組合員調書」を記入し、確認資料等とあわせて提出

対象者

2026年9月1日時点で被扶養者がいる組合員

- ※ 会社の扶養手当の支給対象ではない被扶養者が1人でもいる場合は「共済組合員調書」等を送付します。
- ※ 扶養手当の支給対象となっている被扶養者のみの場合は、書類を送付しません。

調査対象期間

2025年1月1日から2025年12月31日まで

※ 期間中に認定された被扶養者は、認定日～2025年12月31日まで

提出期限

2026年10月30日(金) 消印有効

「共済組合員調書」等の必要な書類を提出されない場合は、「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」第18条及び第19条の規定に基づき、当共済組合の職権で被扶養者の認定を取り消しすることがありますので、期限までに必ず提出をお願いします。

昨年からの主な変更点

- ① 所得税法上の19歳以上23歳未満の被扶養者の収入基準額が「年額150万円未満」に変更
被扶養者の収入基準額

下記以外の60歳未満	年額:130万円未満	月額:108,334円未満	日額:3,612円未満
所得税法上の19歳以上23歳未満(※) (組合員の配偶者等を除く。) ※ 2026年度は、生年月日が2003年1月2日から2007年1月1日まで	年額:150万円未満	月額:125,000円未満	日額:4,167円未満
60歳以上又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の 受給要件に該当する程度の障がい者	年額:180万円未満	月額:150,000円未満	日額:5,000円未満

- ② 自営業等収入は、総収入から所得税法第37条で定められた必要経費を差し引いた額で判断
2025年3月1日付の「日本郵政共済組合被扶養者認定基準」にて、自営業、農業、不動産、株取引等の収入金額の算定方法が改定されており、2026年度から新基準で判断します。

共済組合ホームページ(要件確認)

[郵政共済 被扶養者の要件確認](#)



- ▼ 結果にかかわらず被扶養者の要件を欠いている場合、取消手続きが必要ですので、共済組合ホームページをご確認の上、共済センター被扶養者担当まで取消手続書類を直接送付してください。

共済組合ホームページ(認定取消)

[郵政共済 認定取消](#)



お問い合わせ先: 共済組合コールセンター(要件確認専用) **0120-060-351** (通話料無料) 土日祝日を除く9:00~18:00

2026年10月から開通予定 (「共済センター コールセンター」の電話番号とは異なりますので、ご注意ください)